

国が定める準則の改正内容（案）について

平成 18 年 3 月 7 日
経 済 産 業 省

前回の議論を踏まえ、地方自治体から、国に対し、地域限定で適用される緑地面積率等の基準案及びそれを適用する地域（以下「基準案等」という。）が提示された場合には、当該基準案を国の準則として取り扱う規定を国の準則に追加する。具体的には以下のとおりとする。

1. 基準案の提示主体

以下の 2 案のうち、案 2 とすべきではないか。

（案 1）工場立地法上、地域準則を条例で制定する権限を有する都道府県及び政令市も含めた都道府県及び市町村とする。

（案 2）工場立地法上、地域準則を条例で制定する権限を有する都道府県及び政令市を除いた市町村のみとする。この場合、基準案を提示する地域が複数市町村にまたがる場合、関係市町村が連名で提案することも可能とする。

2. 基準案が適用される地域

都道府県又は市町村内の一部の区域とする。具体的には、以下のいずれかの要件を満たす地域とする。

（1）基準案が適用される地域は、工業地域、工業専用地域及び準工業地域にある工業団地及び工業集合地であって、当該地域における工場の新増設に当たって、当該地域（工場立地法第 4 条第 1 項第 3 号ロに規定する隣接する一団の土地を含む。）の内部に十分な緑地が既に確保され、かつ、それが継続的に維持・管理されることが確実であること。

（2）基準案が適用される地域は、当該地域の周辺に十分な既存樹林地が存在し、それが継続的に維持・管理されることが確実であって、当該地域

と周辺環境との調和が自動的に確保されている地域であること。

3 . 地方自治体が提示する基準案等が満たすべき要件

地方自治体が基準案等を提示するに当たっては、基準案が適用される具体的な地域を示すとともに、当該地域に関係する地方自治体等との合意が必要であること等から、以下の四要件を満たすことが必要である。

(1) 基準案を提示する市町村を管轄する都道府県 (又は基準案を提示する市町村) において、地域準則が設定されていないこと。具体的には、以下のいずれかとすべき。

(案 1) 都道府県・政令市又は市町村 (政令市を除く。以下、この案において同じ。) が基準案等を提示しようとする場合、当該都道府県・政令市又は当該市町村を管轄する都道府県において、地域準則が条例で制定されていないこと。(上記 1 . (案 1) に対応。)

(案 2) 市町村 (政令市を除く。) が基準案等を提示しようとする場合、当該市町村を管轄する都道府県において、地域準則が条例で制定されていないこと。(上記 1 . (案 2) に対応。)

(2) 基準案を提示しようとする地方自治体は、当該地方自治体と関係する地方自治体等と十分協議し、合意をした上で国に案を提示すること。

(3) 地方自治体が提示する基準案は、あくまで地域準則を設定する際の国の基準幅 (区域区分基準) の範囲内で設定すること。

(4) 地方自治体が提示する基準案を適用する具体的な地域を設定すること。

4 . 国の準則への規定の仕方

地方自治体から上記四要件を満たす基準案等の提示があった場合には、以下の 2 案の仕方での国の準則へ規定することが考えられるが、案 2 については、法技術的な検討を要する。

(案 1) 地方自治体から基準案等の提示があった場合には、それをもって

国の準則とすることができる旨の一般的な規定を国の準則に設け、具体的な基準及び地域については、産業構造審議会の意見を聴いて、個別に規定する。

(案2) 地方自治体から基準案等の提示があった場合には、当該提示に係る具体的地域に対し、当該提示に係る基準案を国の準則として適用することができる旨の一般的な規定を国の準則に設ける。

以 上